

四国電力送配電株式会社
部（所）
部（所）長

系統連系に係る契約のご案内

拝啓 ○○○○ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、 年 月 日付「再生可能エネルギー発電設備の系統連系および電力受給契約申込書（高圧・特別高圧）」によりお申込みいただきました発電設備（以下、「当該発電設備」といいます。）の系統連系に係る契約について、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 当該発電設備の系統連系可否

別添「当社送電系統への発電設備の連系承認について（高圧・特別高圧）」に記載の条件を満たしていただくことで、当社の送電系統への連系を承諾する。

【お申込み内容】

- ・発電者名義
- ・発電設備設置場所
- ・発電設備種別
- ・最大受電電力

【発電設備におけるノンファーム型接続の適用について】

- ・ノンファーム型接続：非適用・適用

2. 工事の概要、工事費負担金

(1) 当該発電設備の設置に係る工事の概要は、以下のとおり。

- ①工事概要：○○○○○等の工事
- ②工 期：約○○ヶ月

(2) 工事費負担金は、以下のとおり。

- ・¥○○○,○○○。 —（消費税等相当額¥○, ○○○。 —を含む）
- なお、内訳については、別紙「負担金工事内訳」を参照のこと。

(3) 貴社は、(2) の工事費負担金を以下の支払期日までに支払うものとし、当社は、その全額を受領した後、(1) の工事に着手する。

- ・支払期日：○○○○年○○月○○日

3. 系統連系に係る契約の成立について

当社は、当該発電設備に係る特段の変更がない限り、当社の送電系統への連系を認め、貴社との系統連系に係る契約は、 年 月 日を以って成立しました。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものといたします。

【非FIT電源の場合は以下の3項目までは記載不要（回答時には削除）】

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条第3項に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合
- ・当社が再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
- ・本契約の成立後、相応の期間を経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項の変更認定および同第2項の変更届出を含む）を取得しない場合
（ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除く）
- ・貴社が、2. 工事費負担金（3）に定める支払期日までに工事費負担金を支払わない場合
- ・受給開始希望日を経過してもなお貴社が供給開始しない場合
（ただし、特段の理由があると当社が認めた場合を除く）

以 上